

## 東京学芸大学の授業料免除・奨学金について 日本人・日本永住者向け資料

東京学芸大学における、主な経済支援制度は以下の通りです。

1. 高等教育の修学支援新制度（入学料・授業料減免＋日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金）
2. 日本学生支援機構（JASSO）貸与奨学金
3. 東京学芸大学「学芸むさしの奨学金」（学資支援・緊急支援）
4. その他 地方自治体・財団法人等の奨学金

### 1. 高等教育の修学支援新制度（入学料・授業料減免＋給付奨学金）

高等教育の修学支援新制度とは、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、令和2年度から創設された制度です。支援内容は「入学料・授業料の減額・免除」と、「日本学生支援機構の給付奨学金」からなります。令和7年度からは多子世帯（生計維持者が扶養する子どもの人数が3人以上である世帯）と認められた学生の入学料・授業料が、申請により、所得制限なしに全額免除されます。

#### ■ 高等教育の修学支援新制度 支援内容（1子2子世帯）

支援区分		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
授 入 業 学 料 料	<b>免除率</b>	<b>全額免除</b>	<b>2/3 免除</b>	<b>1/3 免除</b>	
	入学料請求額	0 円	94,000 円	188,000 円	
	授業料請求額（半期）	0 円	89,300 円	178,600 円	
奨 学 金 （ 月 額）	自宅 通学	給付	<b>29,200 円</b>	<b>19,500 円</b>	<b>9,800 円</b>
		※第一種	0 円	0 円	20,300 円
	自宅外 通学	給付	<b>66,700 円</b>	<b>44,500 円</b>	<b>22,300 円</b>
		※第一種	0 円	0 円	13,800 円

※ 高等教育の修学支援新制度と併せて JASSO の第一種奨学金（本紙 p4）の貸与を受ける方は貸与月額が上表の通り制限されます。

#### ■ 高等教育の修学支援新制度 支援内容（多子世帯）

支援区分		第Ⅰ区分 （多子世帯）	第Ⅱ区分 （多子世帯）	第Ⅲ区分 （多子世帯）	第Ⅳ区分 （多子世帯）	多子世帯	
授 入 業 学 料 料	<b>免除率</b>	<b>全額免除</b>	<b>全額免除</b>	<b>全額免除</b>	<b>全額免除</b>	<b>全額免除</b>	
	入学料請求額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
	授業料請求額（半期）	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
奨 学 金 （ 月 額）	自宅 通学	給付	<b>29,200 円</b>	<b>19,500 円</b>	<b>9,800 円</b>	<b>7,300 円</b>	<b>0 円</b>
		※第一種	0 円	0 円	0 円	0 円	300 円
	自宅外 通学	給付	<b>66,700 円</b>	<b>44,500 円</b>	<b>22,300 円</b>	<b>16,700 円</b>	<b>0 円</b>
		※第一種	0 円	0 円	0 円	0 円	6,300 円

※ 高等教育の修学支援新制度と併せて JASSO の第一種奨学金（本紙 p4）の貸与を受ける方は貸与月額が上表の通り制限されます。

## ■ 高等教育の修学支援新制度 申込資格

### (1) 高校等の卒業から大学等への入学までの期間に関する要件

大学等へ入学した日が、高校等を初めて卒業した年度の翌年度末から2年を経過していない人※。

2027年4月入学者 → 2025年3月に高校等を卒業した方は申請できます。

2024年3月に高校等を卒業した方は申請できません。

※災害、傷病等のやむを得ない事由により2年を経過している方は別途ご相談ください。

### (2) 再申請の制限

過去に他の大学等で「高等教育の修学支援新制度」を利用している方は再度の申込みができません。

### (3) 在留資格

日本国籍であること。日本国籍でない場合は「法定永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「家族滞在」のいずれかの在留資格を有していること。

## ■ 高等教育の修学支援新制度 選考基準

### (1) 学力基準

**1年生** 高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。または、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

**2年生以上** 修得単位数が標準以上で、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

### (2) 家計基準

#### (ア) 収入基準

【第Ⅰ区分】 本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

【第Ⅳ区分（多子）】 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満かつ、生計維持者が扶養する子どもの人数が3人以上であること

収入基準の目安		第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分		第Ⅳ区分	
人数	世帯構成	収入金額 注1	所得金額 注2	収入金額 注1	所得金額 注2	収入金額 注1	所得金額 注2	収入金額 注1	所得金額 注2
2	本人、親1	229万円	144万円	332万円	212万円	402万円	272万円	-	-
3	本人、親1 高校生	289万円	182万円	391万円	257万円	457万円	311万円	-	-
4	本人、親1 親2(無収入)、 高校生	295万円	196万円	395万円	277万円	461万円	348万円	-	-
5	本人、親1 親2(パート)、 高校生 中学生	親1: 321万円 親2: 100万円	親1: 217万円 親2: 100万円	親1: 395万円 親2: 100万円	親1: 277万円 親2: 100万円	親1: 461万円 親2: 100万円	親1: 353万円 親2: 100万円	親1: 698万円 親2: 100万円	親1: 530万円 親2: 100万円

(注1) 親1が給与所得者の場合：源泉徴収票の支払金額

(注2) 親1が給与所得者以外の場合：確定申告書等の所得金額

### （イ）資産基準

給付奨学金と1子2子世帯：本人と生計維持者の資産額の合計が5000万円未満であること。

多子世帯：本人と生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること。

※ 資産とは現金やこれに準ずるもの（預貯金・有価証券・投資信託等）で、不動産は含みません。

※ 資産額が5000万円以上3億円未満の多子世帯の方は、収入基準が第Ⅰ～Ⅳ区分に該当していても、給付奨学金の対象外となり、入学料・授業料減免の支援のみとなります。

### ■ 多子世帯について

多子世帯の支援は以下の多子世帯の要件を満たす学生が対象となります。

#### 多子世帯の要件

(1) 以下（ア）（イ）のうちいずれか小さい方の数が原則として3以上であること。

（ア）あなたが奨学金申込時に入力したあなたの生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子どもに該当する者の数。

（イ）あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計。

(2) 学生自身が生計維持者に扶養されている子どもであること。

※ 2027年4月入学者の入学料減免と2027年春学期の授業料減免は、2025年12月31日時点の情報（令和8年度（令和7年分）住民税情報）により審査されます。

日本学生支援機構 HP もご確認ください。



日本学生支援機構 HP  
給付奨学金

### ■ 諸注意

- 支援期間は、採用されてから標準修業年限までです（最大48か月）。5年目以降は支援されません。
- 毎年10月の適格認定（家計）において、最新の住民税情報に基づいて支援区分が見直されます。在学期間中に奨学金の給付額や授業料の免除率が変更される場合があります。
- 毎年3月の適格認定（学業）において、学業不振の場合は支援が打ち切られます。著しい学業不振、懲戒による停学・退学等の場合は、給付奨学金の返還と免除された授業料の追納を要求されます。

### ■ 申請時期

① 入学料・授業料の免除（徴収猶予）を申請します。

手続き時期：1年生は合格手続き時、2年生以上は春学期→2月 秋学期→9月

② 日本学生支援機構の給付奨学金に申し込みます（予約採用または在学採用）。

手続き時期：春学期は4月 秋学期が9月

新生の方は、大学入学直後は新生活で慌ただしくなるため、入学前に審査を行う「予約採用」を推奨します。「予約採用」は所属の高校等で申し込みを行います。

## 2. 日本学生支援機構 貸与奨学金

日本学生支援機構の貸与奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生及び生徒が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）の2種類があります。また、入学時に借りられる一時金として、入学時特別増額貸与奨学金（有利子）があります。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還することになります。

### ■ 日本学生支援機構貸与奨学金 支援内容

貸与奨学金の種類		月額（下記より選択）	
第一種奨学金 （月額・無利子）	自宅	20,000円 30,000円	[最高月額] 45,000円
	自宅外	20,000円 30,000円 40,000円	[最高月額] 45,000円 51,000円
第二種奨学金（月額・有利子）		20,000円から120,000円の中から選択（10,000円単位）	
入学時特別増額貸与奨学金 （一時金・有利子）		100,000円 200,000円 300,000円 400,000円 500,000円 の中から選択（利率は第二種奨学金の利率に0.2%上乗せした利率）	

### ■ 日本学生支援機構貸与奨学金 申込資格

#### (1) 過去の利用状況

過去に他の大学等で日本学生支援機構奨学金の貸与を受けた方が、同じ学校区分で新たに同じ種類の奨学金を希望する場合、貸与期間が短縮される場合や、申込ができない場合があります。

#### (2) 在留資格

日本国籍であること。日本国籍でない場合は「法定永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「家族滞在」のいずれかの在留資格を有していること。

### ■ 日本学生支援機構貸与奨学金 選考基準

#### (1) 学力基準

##### 第一種奨学金・併用貸与

1年生 高校等の成績（調査票）の評定平均値が3.5以上であること。

2年生以上 大学における成績が上位1/3以内であること。

※ 生計維持者の貸与額算定基準額が0円である方、生活保護受給世帯の方、社会的養護を必要とする方には、学力基準の緩和措置があります。

##### 第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金

学修に意欲があり学業を確実に終了できる見込みがあると認められること。

#### (2) 家計基準（収入基準）

【第一種奨学金】生計維持者の貸与算定基準額が189,400円以下であること。

【第二種奨学金】生計維持者の貸与算定基準額が381,500円以下であること。

【第一種・第二種併用貸与】生計維持者の貸与算定基準額が164,600円以下であること。

【入学時特別増額貸与奨学金】生計維持者の貸与算定基準額が75,000円以下であること。または、「国の教育ローン」に申し込みをしたが、低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生であること。

## 収入基準の目安

世帯人数	世帯構成	第一種貸与奨学金		第二種貸与奨学金		第一種・第二種併用	
		収入金額 注1	所得金額 注2	収入金額 注1	所得金額 注2	収入金額 注1	所得金額 注2
2	本人、親1	777万円	559万円	1,180万円	905万円	722万円	513万円
3	本人、親1 親2（無収入）	732万円	550万円	1,127万円	891万円	677万円	503万円
4	本人、親1 親2★、高校生	880万円	613万円	1,309万円	937万円	826万円	566万円
5	本人、親1 親2★、高校生 中学生	972万円	678万円	1,387万円	1,003万円	911万円	646万円

（注1）親1が給与所得者の場合：源泉徴収票の支払金額

（注2）親1が給与所得者以外の場合：確定申告書等の所得金額

親2★は、例として給与所得の場合は収入300万円、給与所得以外の場合は所得200万円としています。

### ■ 貸与奨学金制度 保証制度

卒業後に奨学金の返還が滞った場合に備えて、機関保証か人的保証を選択します。いずれの保証制度でも、奨学金返還の義務を負うのは貸与を受けた奨学生本人です。

機関保証	保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。毎月の貸与月額から一定額の保証料が差し引かれます。
人的保証	JASSOが定める条件を満たす人に連帯保証人（父母等）と保証人（おじおば兄弟姉妹等）を引き受けてもらう制度です（連帯保証人と保証人は、奨学生が奨学金を返還しない場合に返還義務を負います）。選任条件を確認のうえ、必ず本人に返還の義務について説明し、承諾を得てから選任してください。

### ■ 採用後の諸注意

- 支援期間は、採用されてから標準修業年限までです（最大48か月）。5年目以降は支援されません。
- 貸与奨学金は、採用後も貸与月額の変更や辞退または停止が可能です。貸与奨学金が不要となった場合は、速やかにお申し出ください（申請～受理までに数か月かかることがあります）。
- 毎年3月の適格認定（学業）において、学業不振の場合は支援が打ち切られることがあります。

日本学生支援機構 HP もご確認ください。



日本学生支援機構 HP  
貸与奨学金

○お役立ちWEBサイト

### 日本学生支援機構HP・進学資金シミュレーター

進学のための資金計画を立てる際のシミュレーションができます。

申込者（奨学金を希望される方）の世帯や申込者の生計を維持している人の年収等の情報を入力することで、申込者が奨学金の対象となるか、また対象となる場合に、毎月どれくらいの奨学金を受けられることができるか、大まかに調べることができます。



進学資金シミュレーター

### 3. 東京学芸大学「学芸むさしの奨学金」

東京学芸大学独自の奨学金制度（給付型）です。対象者は高等教育の修学支援新制度の申込資格を満たさない方です（家計基準による不採用者を除く。主に年齢要件、再申請の制限を受けている方）。

### 4. 地方自治体及び財団法人等の奨学金

地方自治体や財団法人等より東京学芸大学に案内のある奨学金になります。奨学金により、申請要件や申請期間は様々です。以下のWebサイトより募集案内等をご確認ください。なお、他の奨学金との併給が認められない場合があるので、複数の奨学金を申請する場合には募集案内を十分に確認する必要があります。ほとんどの奨学金は入学後に応募しますが、一部、入学前が応募期間となるものがあります。

（参考）東京学芸大学 一般奨学金募集HP

<https://www.u-gakugei.ac.jp/~syougaku/bosyu.html>



◆本学に募集のあった奨学団体の一部を次に紹介します。

キーエンス財団（入学前に応募）/博報堂教育財団/G-7奨学財団/北野生涯教育振興会/磯野育英奨学会/あしなが育英会/アイザワ記念育英財団/守谷育英会/エフテック奨学財団/アドヴァン山形育英会/花まる・伸生育英財団/大学女性協会

〔問い合わせ先〕 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学  
 学生課 学生支援係 （中央2号館南講義棟2階学生課 3番窓口）  
 TEL 042-329-7187（平日8:30-12:00 13:00-16:45）  
 E-mail: syougaku@u-gakugei.ac.jp

■具体的な申込手続きや期限については東京学芸大学 Web サイトにてご案内します。

東京学芸大学 >> 学生生活・キャリア支援 >>

入学料・授業料の免除・徴収猶予制度 <https://www.u-gakugei.ac.jp/tuition-exemption/>

奨学金制度 <https://www.u-gakugei.ac.jp/scholarship/>



東京学芸大学  
 入学料・授業料の免除・  
 徴収猶予制度



東京学芸大学  
 奨学金制度